

様式2

電話 (06) 6941 — 0351

事業の名称	大阪府営吹田桃山台住宅(建て替え)新築工事			
対象事業区域	吹田市 桃山台1丁目2番1、2番8、2番9			
※注1 設計・代理者	住所 大阪市浪速区恵美須西2-14-30 氏名 株式会社 都市環境設計 大久保 誠悟 電話 () - (担当者:)			
※注1 工事施工者	住所 未定 氏名 電話 () -			
事業予定期間	平成 29 年 (2017 年) 7 月 1 日 から 令和 7 年 (2025 年) 11 月 30 日 まで			
事業の規模		計画部分	既存部分	合計
	対象事業面積	22,125.28 m ²	m ²	22,125.28 m ²
	建築面積	4,527.50 m ²	m ²	4,527.50 m ²
	延べ面積	28,932.70 m ²	m ²	28,932.70 m ²
	最高の高さ	39.44 m	m	
	構造・階数	鉄筋コンクリート 造・一部 造		
		地上 13 階・地下 0 階		
事業の目的・内容	区分	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 新設 ☐ 増設		
	☐ 土地地区画整理事業 ☐ 市街化再開発事業 ☐ 宅地造成 ☐ 開発行為事業(目的:) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業 { ☐ 工場・事業場 ☒ 住宅・共同住宅(406 戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他(:)			
	☐ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 ☐ その他()			受付
	環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる		
添付書類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

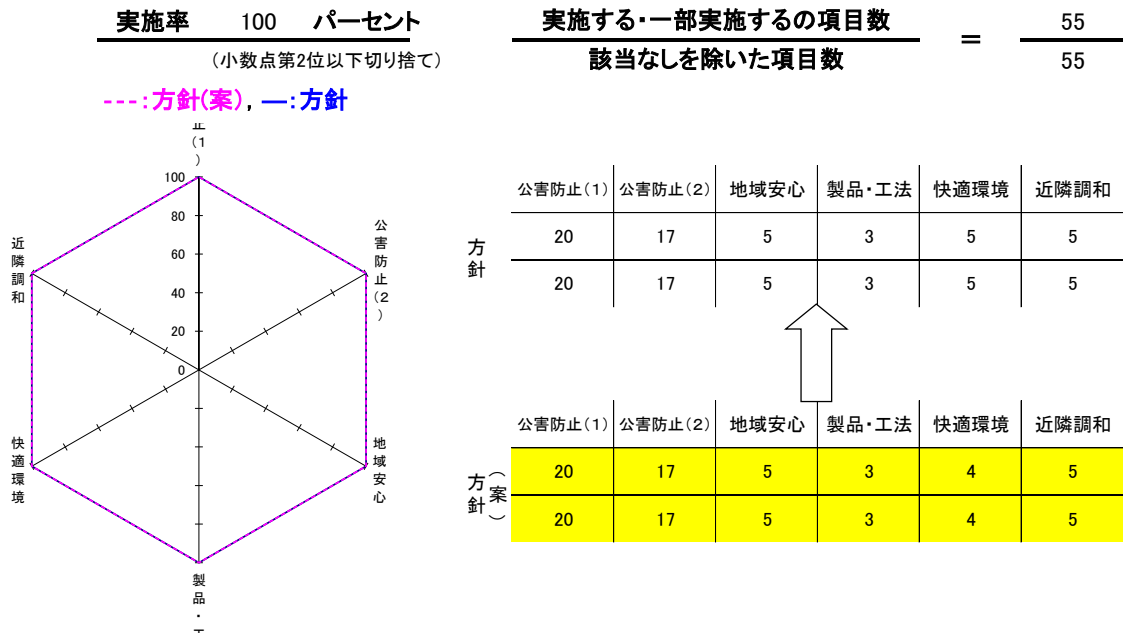
注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	「府有建築物の整備における環境配慮指針」に基づき、計画段階から総合的で多様な環境配慮技術を検討し、ライフサイクルを通じてCO2削減や省エネルギー等に配慮した施設整備を図ります。
当該事業における環境まちづくり方針	「千里ニュータウンまちづくり指針」を遵守し、周辺の緑とネットワークを形成する緑豊かな環境を創出します。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中



主な実施内容

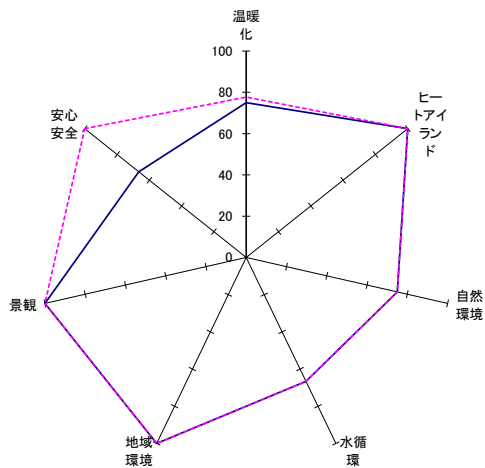
- ・低排出ガス対策型、低騒音、低振動型の建設機械を使用します。
- ・自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
- ・建設資材の落下防止など、丁寧な作業を行います。
- ・解体、掘削作業の際には、散水を十分に行います。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	84.6	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	33
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数	39

---:方針(案), —:方針



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	6	1	6	2	11	5	2
	8	1	8	3	11	5	3

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	7	1	6	2	11	5	3
方針(案)	9	1	8	3	11	5	3

主な実施内容

- (1) 省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入 CO2削減量 **約 91.0** t-CO2/年
導入内容 ※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

・共用廊下等でLED照明を使用します。(台数未定)
※台数等の詳細については実施報告書にて報告します。
・給湯器はエコジョーズを使用します。(計407台)

- (2) 緑地面積 緑化率 **27.8** % 条例基準分 **25.0** %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

・緑化率に換算されない緑地(芝生貼り):967.04㎡

- (3) 雨水利用 雨水貯留量 **1105.2** t うち雨水利用量 t

利用目的 ☐ 植栽水やり ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他 ☐

- (4) 上記以外の主な実施内容

・基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
・法面の樹木はできる限り残し、既存の植生の保全に努めます。
・景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。

環境まちづくりの概要(3)

2. 変更前の方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容		修正後のチェック内容
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	
		→	

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

吹田市環境まちづくりガイドライン以外の取り組みは予定していません。

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	低排出ガス対策型、低騒音、低振動型の建設機械を使用します。
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	できる限り低燃費型の建設機械(ハイブリット型パワーショベルなど)を使用します。
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングしません。
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5 稼働台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 低公害車の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型の建設機械をできる限り使用します。
9 大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10 工事関連車両の表示	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
11 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、できる限り一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車両を選定することで車両台数を抑制します。
13 工事関連車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両を場外に待機させないよう周知徹底します。
18	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・振動等			
21	防音シートなどの設置	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	必要に応じ、防音シート等を適切に設置します。
22	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の落下防止など、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト			
25	解体、掘削作業の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体、掘削作業の際には、散水を十分に行います。
26	飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土砂などの堆積場で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を近隣住民の見やすい位置に掲出し、市長にも報告します。
28	アスベストの飛散防止措置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下			
29	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗料器具の洗浄液は適正に処分します。
31	土壌汚染物質の拡散防止措置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現場では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体を伴う工事の際には、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などその有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
地域の安全安心に貢献します。			
38	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聞き取りを行い、十分な人数の警備員を配慮し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取り組みます。
42	地域の防犯活動への参加	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などと連携し、できる限り地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
省エネルギー			
43	エネルギー消費の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー効率のよい機器の導入などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
44	残土発生の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
快適な環境づくりに貢献します。			
景観			
46	仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺環境美化			
48	周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
50	打ち水	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夏期において、可能な限り周辺道路などに水道水利用による打ち水を行います。
地域との調和を図ります。			
工事説明・苦情対応			
51	工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを提示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	桃山台小学校、南千里保育園などに対して工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
54	騒音、振動などの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	桃山台小学校、南千里保育園などに対して騒音、振動、通風、採光などに配慮します。
周辺の事業者との調整			
55	複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。		
56 大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めます。
57 高効率及び省エネルギー型機器などの採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	・共用廊下等でLED照明を使用します。(台数未定) ※台数等の詳細については実施報告書にて報告します。 ・給湯器はエコジョーズを使用します。(計407台)
58 再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。
59 エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。
60 冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	空調機器、冷蔵冷凍庫は事業者では設置しない。
61 建築物のエネルギー負荷の抑制	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	床・壁・天井に断熱材を充填し、断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。
62 長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63 環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	グリーン購入法適応品などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
64 製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	高炉セメントなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。
ヒートアイランド対策を行います。		
65 ヒートアイランド対策	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存法面を残すなど、舗装面を減らすことで、ヒートアイランド対策をします。緑化率は27.8%確保し、緑化面積に算定されない芝生貼りも行います。(芝生面積:967.04㎡)
自然環境を保全し、みどりを確保します。		
66 動植物の生息や生育への配慮	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存樹木調査を行い、できる限り既存の植生の保全に配慮します。
67 地域のシンボルツリーの保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	地域のシンボルとなっていた大きな樹木は、できるだけ伐採を避け、既存の植生や地形を生かして設計します。
68 既存の植生の保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	法面の樹木はできる限り残し、既存の植生の保全に努めます。
69 生物の生息空間の保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	既存の植生を残すことで、生物の生息空間の保全に努めます。
70 駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	屋上緑化など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。
72	法面緑化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	開発により生じた法面に対して緑化を行います。 (法面緑化面積: 1,121.89㎡)
73	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
74	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設を設置します。(規模1105.2t)
76	雨水浸透への配慮	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	オープンスペースは雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電気室・ポンプ室などの騒音を発生させる設備の配置においては、設置場所に配慮し、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	騒音の影響が考えられないため、防音サッシ等の設置はありません。
79	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接しない計画とします。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	ボイラー等の機器の設置はありません。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
83	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス)による太陽光の反射光については、設置の際に、光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水生塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	桃山台小学校、南千里保育園などに対して騒音、振動、通風、採光などに配慮をします。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
86	日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減を図りました。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明しました。
88	電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合には、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
89	プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドラインなどに配慮した計画と設計を行います。
93	景観形成地区指定の協議	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成地区の指定について協議します。
94	景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	屋外広告物はありません。
安心安全のまちづくりに貢献します。			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府営住宅の標準仕様ではない為、実施しない。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周囲から見通しが利くような配置計画とします。 外構照明を適切に配置し、夜間でも照度を確保します。 EV扉はガラス小窓付とし、防犯に配慮します。 玄関扉はピッキング対策防止用の鍵を採用します。